

仕 様 書

件名：在宅用酸素供給装置賃貸借契約

契約期間：令和 8 年 6 月 1 日～令和 10 年 5 月 31 日

国立研究開発法人国立循環器病研究センター（以下「当センター」という。）における本件に関して、下記の仕様にに基づき行うものとする。

記

（機器の搬入）

1. 機器の搬入に関しては、当センターからの指示により実施するものとし、指示された日時・場所に設置し、当センターの検収を受けること。
2. 機器の設置を完了したときは、受託者様式等の預かり書に使用者から署名・捺印を得てこれを添付した設置完了報告書を提出するものとする。

（機器の取扱説明）

3. 機器の取扱に関しては、設置した時点で使用者に使用方法・緊急の連絡方法等の説明を行い、試運転した後引き渡すものとする。また、使用方法・連絡方法等は、印刷物として機器に掲示するものとする。

（機器の保守点検等）

4. 機器の保守点検は定期的に行い、性能検査及び必要に応じた部品交換を行った後、保守点検報告書を提出するものとする。なお、各機器における保守点検周期について任意様式により取りまとめ、当センターに提出すること。
5. 機器の稼働に支障が起きた連絡を受けた場合、必要があれば速やかに技術員を派遣し機器の修理にあたらせるものとする。
6. 前項等の緊急の場合に対し、24時間アフターサービスを実施するものとする。

（機器の引取り）

7. 機器の引取りに関しては、原則当センターからの指示により実施することとし、当センター以外（使用者またはその家族等）から連絡があった場合は当センターへ確認した上で実施すること。引き取り後、当センターの検収を受けものとする。

(その他)

8. 上記の搬入、点検、引取り等の場所に受注者の技術員等を立ち入りさせる場合は、身分証明書を携帯させるものとする。
9. 使用者の旅行先等（一部離島などを除く日本国内に限る）での、アフターサービスも、本件業務に含まれるものとする。

(診療報酬改定について)

10. 診療報酬改定において、当該在宅療法に関する指導管理料等が改定され、賃貸借料に影響を及ぼすと当センターが認めた場合は、賃貸借料にかかる交渉を申し入れる場合があるため、誠実に対応すること。